

令和4年度
国の施策・制度に関する提案・要望書



相模原市

相模原市政の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市は、首都圏南西部をリードする広域交流拠点都市として、防災・減災対策をはじめ、福祉、医療、教育の充実など市民サービスの向上を図るとともに、産業振興、環境保全、交通基盤の整備など幅広い分野において施策を推進することにより、「地域への愛着と誇りを持てるまちづくり」を進めています。

今後、急速な少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会を迎える中、民間活力の活用や事務事業の精査により歳出の削減を行い、都市基盤整備や産業集積により税源の涵養を図るとともに、本年4月には「相模原市行財政構造改革プラン」を策定し、将来にわたり持続可能な都市経営に向けた取組に着手しているところですが、医療や介護等の社会保障に係る経費の増大や公共施設の老朽化への対応に加え、令和元年東日本台風の被害からの復旧・復興や新型コロナウイルス感染症への対策など多くの課題を抱えており、引き続き、厳しい財政運営が続くことが見込まれます。

本提案・要望書は、本市が今後も首都圏南西部の広域交流拠点都市として自立した行財政運営を行うに当たって、国において制度及び予算などについて、御検討、御協力をお願いしたい事項を取りまとめたものです。

つきましては、国におきましても多くの政策課題を抱え、財政も厳しい状況にあることは承知しておりますが、本市の提案・要望につきまして特段の御配慮をお願いいたします。

令和3年8月 相模原市長

本村賢太郎

提案・要望事項 目次

《新型コロナウイルスに関する提案・要望》

【内閣府、厚生労働省】

- 1 新型コロナウイルスワクチン接種に係る支援【新規】…………… 1
- 2 地域医療提供体制の維持に対する必要な財政支援【新規】…………… 2

【内閣府、文部科学省】

- 3 子どもの健全育成のための体験活動推進事業
に係る補助制度の拡充【新規】…………… 3

《国の施策・制度に関する提案・要望》

【防衛省、外務省、財務省】

- 4 米軍基地の早期返還等【継続】…………… 4

【防衛省、総務省】

- 5 米軍基地負担に対する財政支援の拡充等【継続】…………… 8

【防衛省、外務省】

- 6 米軍基地の環境・安全対策等【継続】…………… 9

【内閣府、総務省】

- 7 地方分権改革の推進【継続】…………… 1 1
- 8 個人情報保護制度の見直しに伴う対応等【新規】…………… 1 2

【総務省】

- 9 地方交付税制度の見直し【継続】…………… 1 3
- 1 0 公共施設等適正管理推進事業債の
対象範囲の拡大・時限措置の撤廃【継続】…………… 1 4
- 1 1 マイナンバーカード普及促進に係る財政支援の拡充【継続】…………… 1 5

【文部科学省】

- 1 2 高校生等への修学支援の更なる充実【継続】…………… 1 6
- 1 3 教職員定数の改善等【継続】…………… 1 7
- 1 4 外国人英語指導助手（A L T）の配置に係る財政支援【継続】…………… 1 8
- 1 5 G I G Aスクール構想の推進に向けた財政支援【新規】…………… 1 9

【厚生労働省】

- 1 6 医療的ケア児等総合支援事業の拡充【新規】…………… 2 0
- 1 7 救命救急センター、二次救急医療体制及び
脳神経系救急医療体制確保に必要な財政支援等【新規】…………… 2 1
- 1 8 災害時医療救護体制に係る財政支援【新規】…………… 2 2
- 1 9 看護職員確保対策に必要な財政支援【新規】…………… 2 3
- 2 0 任意予防接種の早期定期予防接種化と財源確保【継続】…………… 2 4
- 2 1 感染症法に基づく感染症診査協議会及び
健康診断事業に必要な財政支援【新規】…………… 2 5
- 2 2 国庫補助事業「火葬場整備事業費補助制度」の創設【継続】…………… 2 6
- 2 3 休日夜間における救急医療に対する財政支援【新規】…………… 2 7
- 2 4 食品衛生、環境衛生及び河川水・地下水等の検査に係る
国庫補助制度の創設【新規】…………… 2 8

2 5	障害者雇用に係る雇用率のカウント方法の見直し 及び地方特例制度の弾力的運用等【新規】	2 9
2 6	精神障害者が地域で安心して暮らすための理解の促進と 措置入院者等の退院後支援に係る仕組みの整備【継続】	3 0
2 7	障害福祉サービス事業所への移行促進に係る財政支援【新規】	3 1
2 8	地域生活支援事業の拡大と財政支援【新規】	3 2
2 9	在宅高齢者への福祉サービスに係る財政支援等【新規】	3 3

【内閣府、厚生労働省】

3 0	保育所の待機児童解消に向けた財政支援【継続】	3 4
3 1	放課後児童健全育成事業に係る補助制度の充実【継続】	3 5
3 2	子育て短期支援事業に係る財政支援の更なる充実【新規】	3 6

【環境省】

3 3	動物愛護ボランティアの支援制度の創設【新規】	3 7
-----	------------------------	-----

【国土交通省】

3 4	都市基盤の長寿命化、災害対策の推進に向けた財政支援等【継続】	3 8
3 5	広域交通ネットワークの強化に向けた道路整備【継続】	3 9
3 6	広域交流拠点の形成に向けた財政支援等の拡充【継続】	4 1

《新型コロナウイルスに関する提案・要望》

1 新型コロナウイルスワクチン接種に係る支援

【提案・要望事項】

内閣府、厚生労働省

新型コロナウイルスワクチン接種の実施主体となる地方公共団体は、接種対象者数や医療資源の状況等、接種に当たった条件が大きく異なることから、地方公共団体の特性に応じた十分な接種体制を組めるよう、国の責任において必要な措置を講ずること。

また、次年度以降の新型コロナウイルスワクチン接種の計画についても早期に検討し、地方公共団体に持続可能な接種体制を構築するための方針や具体的な支援策を示すこと。

【提案・要望の説明】

本市では、新型コロナウイルスワクチン接種について、令和3年4月12日から高齢者施設の入所者等への先行接種を始め、集団接種を5月16日から、個別接種を5月24日から開始し、順次、接種を進めてきました。また、集団接種会場の増設や協力医療機関の更なる確保、接種回数の拡大など接種体制を強化し、7月末までに80%程度の高齢者への接種を終えたところですが、今後についても、ワクチンを必要とする市民が速やかに接種できるよう、国・地方公共団体が緊密に連携して接種を推進する必要があります。

国からは、高齢者への接種を7月までに完了させるための財政支援など、新たな支援策が示されましたが、引き続き、地方公共団体がそれぞれの特性に応じた十分な接種体制を組めるよう、国の責任において必要な措置を講ずるよう要望します。

また、次年度以降の新型コロナウイルスワクチン接種の計画について、地方公共団体では、接種体制の再構築や執行体制の見直し等の時間を要することから、国において、ワクチン接種の科学的根拠に基づいた評価を行った上で、実施スケジュールや長期的なワクチンの供給見通し、財政的な支援策などについて早期に検討し、方針や支援策を速やかに示していただくよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部
新型コロナウイルスワクチン接種推進課長 有本 秀美 TEL042-769-7200

2 地域医療提供体制の維持に対する必要な財政支援

【提案・要望事項】

内閣府、厚生労働省

新型コロナウイルス陽性患者や陽性疑いの患者を受け入れている医療機関及び新型コロナウイルス感染拡大に伴い患者が減少している医療機関は、経営に多大な影響を受けていることから、経営の安定化及び地域医療提供体制の維持のため、必要な財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

新型コロナウイルス感染症発生以降、陽性患者や陽性疑いの患者の受入れのみならず、外来患者の減少又は抑制、入院・手術件数の減少又は延期により、医療機関の経営状況は大変厳しい状況となっており、本市においても医療関係団体から経営が厳しくなっている医療機関に対する財政支援について、要望が提出されています。

医療機関ごとに明確に役割が分けられている日本の医療提供政策において、当該陽性患者に対応している医療機関（主に高度医療提供医療機関と救急患者受入医療機関）のみの経営支援では、地域医療の一部しか残らなくなり、新型コロナウイルス感染症終息後、地域医療の崩壊の可能性も懸念されます。

こうしたことから、当該感染症終息後の地域医療提供体制を維持するためには医療機関を支援していく必要がありますが、地方公共団体単独での支援は難しいことから、国による財政支援について要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部医療政策課長 沖本 健二 Tel.042-769-9230

3 子どもの健全育成のための体験活動推進事業に係る補助制度の拡充

内閣府、文部科学省

【提案・要望事項】

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」について、「健全育成のための体験活動推進事業」の対象事業を拡充すること。

【提案・要望の説明】

体験活動の推進は、子どもたちの健全育成及び人格形成のために不可欠なものでありますが、都市化、少子化、人間関係の希薄化などが進む中で、子どもたちの成長に欠かせない、多くの人や社会、自然などと触れ合う様々な体験活動(直接体験)の機会が乏しくなっていくことが危惧されています。また、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大が、こうした状況に拍車をかけていることは周知の事実です。

今後、「新しい生活様式」の中で、学校の各種行事の規模が縮小され、オンライン化されていくことが予想されますが、遠足・修学旅行・校外学習など、普段の授業とは異なる環境で自然や文化に親しみ、集団生活を体験しながら、人としての在り方や生き方、人間関係の形成の仕方などを学ぶことで、豊かな人間性や社会性の育成につながる行事については、更に必要性が増していくと考えています。

こうしたことから、児童生徒の健全育成を目的として、宿泊を伴う体験活動を実施する学校等の取組を支援する「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金(学校を核とした地域力強化プラン)」の「健全育成のための体験活動推進事業」について、現在の補助対象は、2泊3日以上宿泊体験活動に限られていますが、1泊2日及び日帰りの体験活動についても補助対象とするよう支援の拡充を要望します。

【提案・要望の担当】

教育局学校教育部相模川自然の村野外体験教室所長 渡邊 直展 TEL042-760-5445

《国の施策・制度に関する提案・要望》

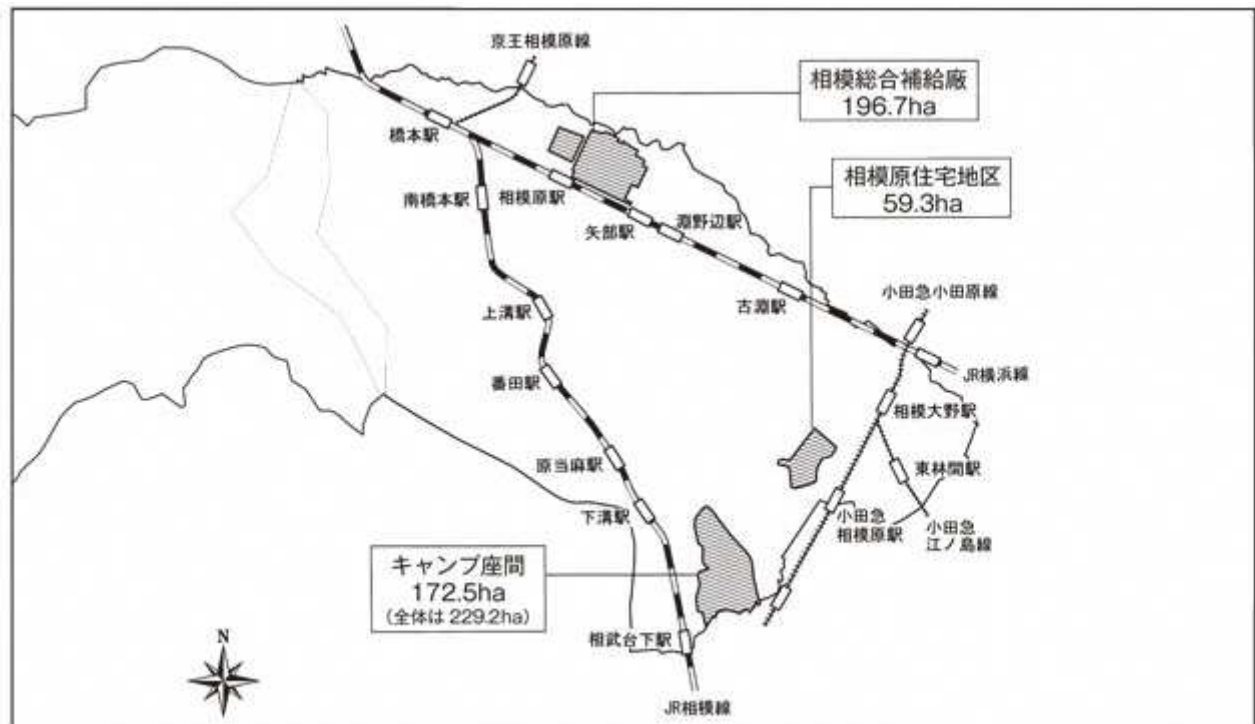
4 米軍基地の早期返還等

防衛省、外務省、財務省

【提案・要望事項】

- 1 本市に所在する米軍基地(相模総合補給廠、キャンプ座間、相模原住宅地区)について、早期に返還を実現すること。
- 2 返還財産の地元への処分に当たっては、無償譲渡等の優遇措置を講ずること。

市内米軍基地位置図



【提案・要望の説明】

1 基地の早期返還の促進

本市に所在する米軍基地は、市民生活やまちづくりにとって大きな障害となっていることから、早期の返還について要望します。

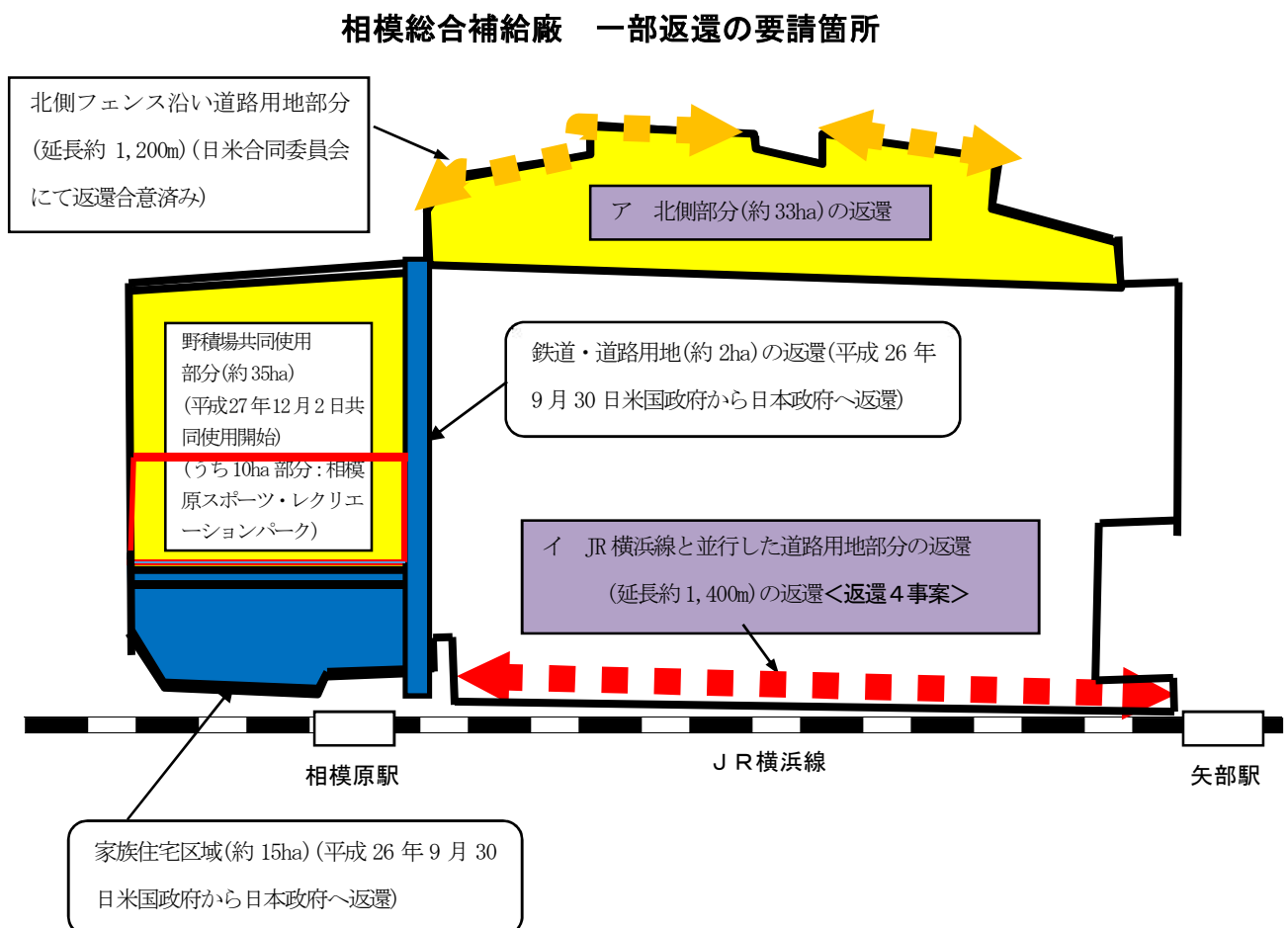
特に平成18年4月に行われた市長と防衛庁長官との会談において、日米合同委員会の枠組みを活用して返還に向けた協議を進める旨を合意した「返還4事案」(相模総合補給廠のJR横浜線と並行した道路用地、相模原住宅地区のウォーターフィルタープラント(浄水場)区域、同地区東側外周部分道路用地及びキャンプ座間のゴルフ場周辺外周道路)について、早急に返還が実現するよう要望します。

また、基地に関わる情報については、適切に提供するとともに、基地の機能強化や恒久化につながる施設建設や運用の変更は行わないよう併せて要望します。

(1) 相模総合補給廠の一部返還

ア 北側部分(約33ha)の返還

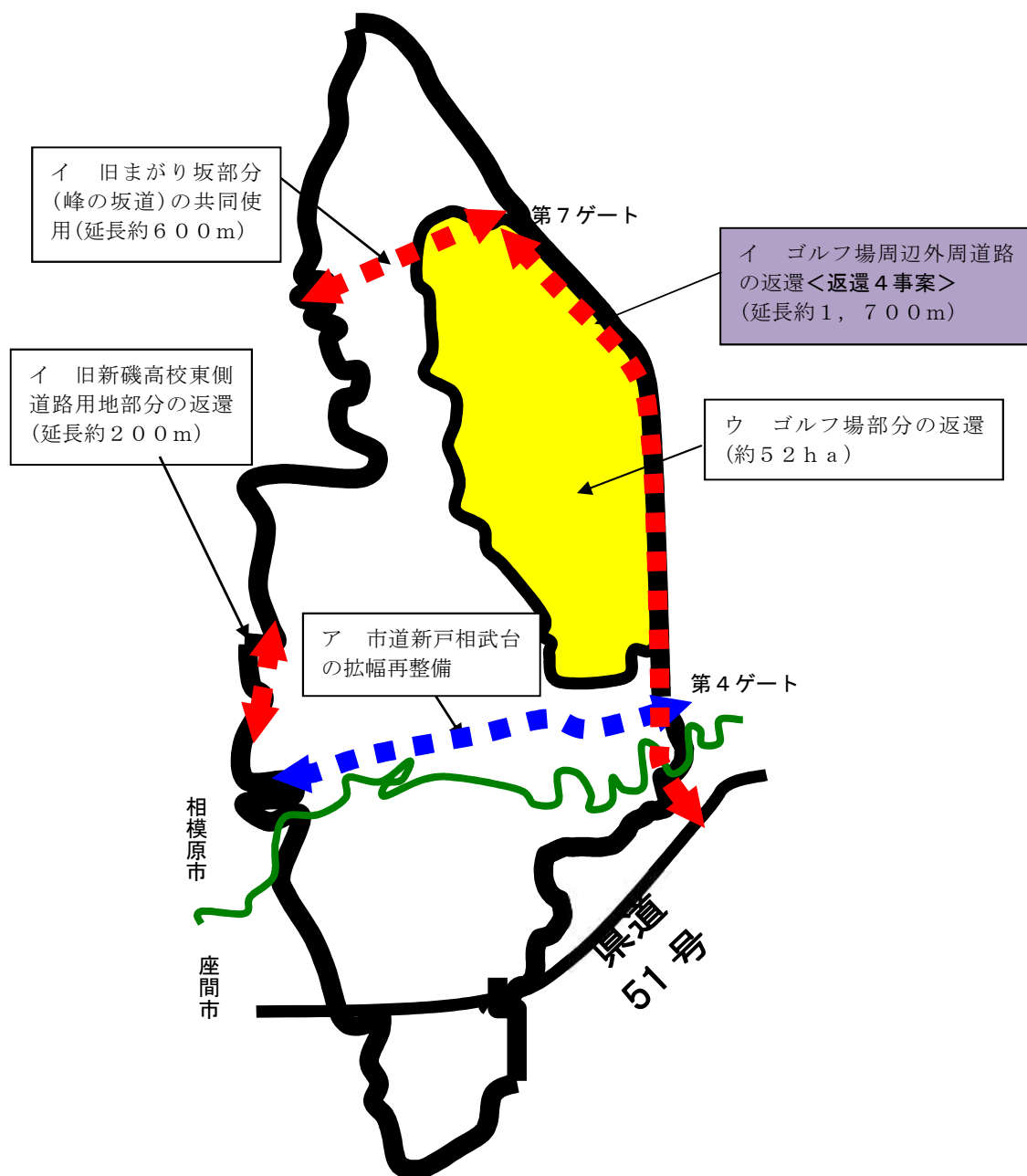
イ JR横浜線と並行した道路用地部分(延長約1,400m:返還4事案)の返還



(2) キャンプ座間の一部返還等

- ア 市道新戸相武台の拡幅再整備の円滑な進捗に必要な配慮
- イ 住民の利便性の向上を目的とした道路の整備のため、第7ゲートから県道51号へ通じる部分(ゴルフ場周辺外周道路部分、延長約1,700m:返還4事案)や旧まがり坂部分(延長約600m)、旧新磯高校東側道路用地部分(延長約200m)の返還等
- ウ 市民の憩いの場及び防災空間として活用するため、ゴルフ場部分(約52ha)の返還

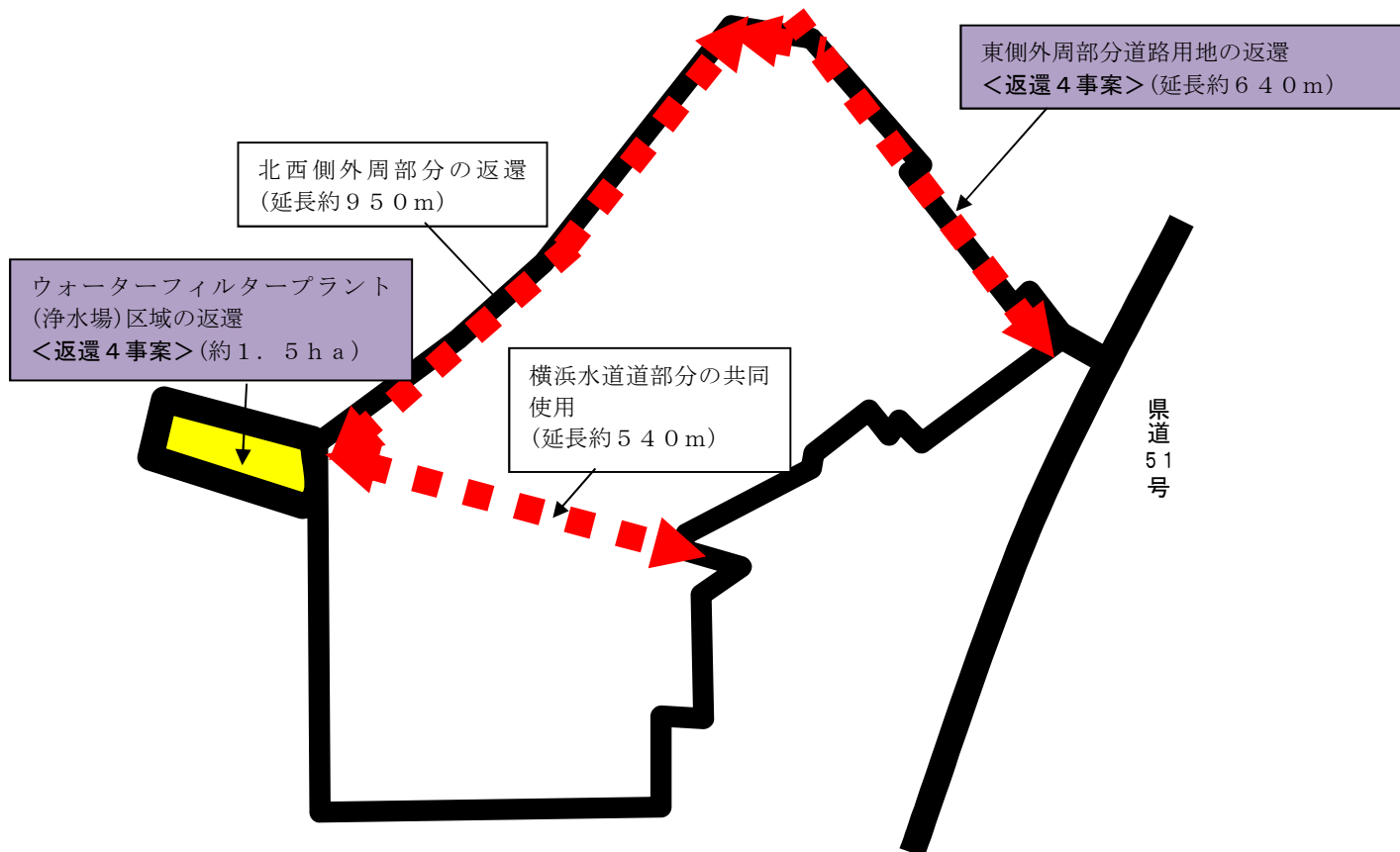
キャンプ座間 一部返還等の要請箇所



(3) 相模原住宅地区の一部返還等

地域住民の生活環境向上のため、ウォーターフィルタープラント(浄水場)区域(約1.5ha:返還4事案)、東側外周部分道路用地(延長約640m:返還4事案)及び北西側外周部分(延長約950m)の返還並びに横浜水道道部分(延長約540m)の共同使用

相模原住宅地区 一部返還等の要請箇所



2 返還財産の処分条件等の見直し

返還財産については、原則として有償での処分となっております。その一方で、旧軍港市におきましては、旧軍港市転換法により原則として無償とされており、同じ米軍基地を抱える自治体として明らかに不公平であると考えます。

また、基地が所在することにより、本市は長い間様々な負担や影響を受けてきました。こうした中、平成26年9月、悲願でありました相模総合補給廠の家族住宅区域(約15ha)及び鉄道・道路用地(約2ha)が返還されました。基地返還跡地(留保地を含む。)は次代に引き継ぐ貴重な財産であり、市民本位で公共・公益的に利用されるべきものであると考えます。

こうしたことから、返還財産の地元への処分に当たっては、無償譲渡等の優遇措置を講ずるよう要望します。

【提案・要望の担当】

市長公室総合政策部基地対策課長 菊地原 誠 Tel.042-769-8207

5 米軍基地負担に対する財政支援の拡充等

防衛省、総務省

【提案・要望事項】

- 1 基地交付金について、対象資産に応じた固定資産税相当額を交付すること。
また、調整交付金については、日米地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置等による本市の損失を全額補てんすること。
- 2 民生安定助成事業の採択基準を緩和すること。再編交付金終了に伴い、新たな財政措置の創設も含め、地元負担の軽減を図ること。
また、本市を厚木飛行場の特定防衛施設関連市町村に指定すること。

【提案・要望の説明】

1 基地交付金等の拡充

本市に所在する3箇所の米軍基地は、計画的なまちづくりに支障を来すとともに、市財政に著しい影響を及ぼしています。基地交付金等が固定資産税の代替的な財政補給金として交付されている趣旨に鑑み、対象資産に応じた固定資産税相当額が交付されるよう、また、調整交付金については、日米地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置等による本市の損失を全額補てんされるよう要望します。

2 防衛施設周辺整備対策

(1) 民生安定助成事業の採択基準の緩和

基地による周辺住民への影響を軽減するため、民生安定助成事業の補助対象事業の採択基準について、緩和を図るよう要望します。

(2) 再編交付金終了に伴う地元負担の軽減

再編交付金について、平成28年度で交付が終了しましたが、終了後も基地周辺住民にとって何ら負担は変わらないので、新たな財政支援の創設も含め、地元負担の軽減を図るよう要望します。

(3) 特定防衛施設周辺整備調整交付金について

本市は、厚木飛行場を離着陸する米軍機により、多くの市民が騒音被害を受け、事故発生の不安にもさいなまれており、厚木飛行場の特定防衛施設関係市町村となっている他市と同じ状況であることから、同飛行場の特定防衛施設関連市町村に指定し、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付対象とするよう要望します。

【提案・要望の担当】

市長公室総合政策部基地対策課長 菊地原 誠 Tel.042-769-8207

6 米軍基地の環境・安全対策等

防衛省、外務省

【提案・要望事項】

- 1 基地の保管物資等に関する情報を可能な限り公表し、万一、環境問題や事故が発生した場合は、速やかに原因を究明し、調査結果を迅速に公表するとともに、原因調査を目的とする地元自治体の基地内立入り等を認めること。
- 2 米軍機による部品落下などの事故が発生した場合、その原因を早期に解明し公表するとともに、実効性ある対策を講じ、再発防止に努めること。
- 3 騒音被害の抜本的な解決に向けた対策を講ずること。

【提案・要望の説明】

1 基地の環境・安全対策

基地内及び基地周辺の生活環境の保全及び安全確保のため、米軍に対しても生活環境の保全に関する国内法令や条例を適用することや、基地の保管物資等に関する情報を可能な限り公表し、万一、環境問題や事故が発生した場合は、速やかに原因を究明し、調査の過程で得られた情報、調査結果を迅速に公表するよう要望します。また、原因調査を目的とする地元自治体の基地内立入り等を実現するよう要望します。

また、基地の返還や共同使用に当たっては、あらかじめ環境調査等を実施し、必要があれば国の責任において環境浄化等の適切な措置を講じてから返還するよう要望します。

2 事件事故の防止策

米軍機による部品落下など事故が多発していることから、機体・機器類の整備点検等の確実な実施、整備・操縦に係る教育の徹底など万全の措置を講じるよう要望します。また、万一事故等が発生した場合にはその原因を早期に解明し公表するとともに、安全対策が講じられるまでは事故機と同機種 of 飛行中止や、真に実効性ある対策を講じ、再発防止に努めるよう要望します。

3 抜本的な騒音対策

(1) 市内所在のキャンプ座間や相模総合補給廠において、ヘリコプターによる訓練飛行が頻繁に行われ、周辺住民に騒音や振動被害が発生していることから、住宅密集地上空での訓練を禁止するよう要望します。

特に、厚木基地や横田基地など他の基地に所属するヘリコプターの訓練飛行を自粛するとともに、国の責任で代替訓練施設を米軍へ提供するなど、米軍ヘリによる騒音問題等の抜本的解決を図るよう要望します。

(2) 厚木基地の米空母艦載機については、平成30年3月に固定翼機部隊の岩国基地への移駐が完了しましたが、移駐後もジェット戦闘機の飛来が見られ、一定の騒音が発生していることから、基地の運用に係る情報について適時に提供するとともに、騒音対策については適切な措置を講じるよう要望します。また、空母艦載機の着陸訓練のため硫黄島が暫定的訓練施設となっておりますが、その後も厚木基地が硫黄島の予備飛行場として運用されていることから、恒常的訓練施設を早期に整備するよう要望します。

(3)住宅防音工事助成制度は、各々の告示日以前に建設された住宅が対象とされていますが、建築年次にかかわらず、区域内の全ての住宅、特に、昭和59年告示及び昭和61年告示区域内に存する平成18年告示日以前に建設された「告示後住宅」を助成対象とするよう要望します。

また、住宅防音工事希望届を提出してから工事着手に至るまで長期間を要していることから、市民の立場に立った対応を行っていただくよう要望します。

【提案・要望の担当】

市長公室総合政策部基地対策課長	菊地原 誠	TEL042-769-8207
-----------------	-------	-----------------

7 地方分権改革の推進

内閣府、総務省

【提案・要望事項】

- 1 国による義務付け・枠付けについて、早期の廃止を基本とした更なる見直しを行うとともに、「提案募集方式」による地方からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。
- 2 基礎自治体優先の原則の下、住民サービスの更なる向上を図るため、指定都市への事務・権限及び税財源の移譲を積極的に進めるとともに、地域の特性に応じた多様な大都市制度を早期に実現すること。

【提案・要望の説明】

1 更なる義務付け・枠付けの見直しと「提案募集方式」による改革の推進

国においては、これまでも累次の地方分権一括法の制定や「提案募集方式」により、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しなどに取り組んでいますが、地方分権改革はいまだ道半ばであり、更なる取組が必要です。

義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うとともに、一括法等による「枠付け」の見直しに当たっては、省令で「従うべき基準」を設定するなど、実質的に「枠付け」を存続することがないよう、既に設定された基準を撤廃することも含めて取り組むよう要望します。

「提案募集方式」については、地方から寄せられた提案のうち約2割が検討対象外等とされているほか、関係府省と調整を行った提案の中には、提案どおりの対応になっていないものや、引き続き検討するとされた提案も多く含まれています。国においては、地方分権改革を着実に推進するという「提案募集方式」の趣旨を踏まえ、地方からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むよう要望します。

2 指定都市への事務・権限及び税財源の移譲推進と多様な大都市制度の早期実現

地方分権改革の進展や市町村合併等により、広域自治体と基礎自治体の役割が大きく変化する中、基礎自治体優先の原則の下、住民サービスの更なる向上を図るためには、事務・権限とこれに見合う税財源の移譲により真の分権型社会を実現する必要があります。

しかしながら、現行の指定都市制度は、事務・権限の在り方、税財源の仕組みなどにおいて課題があり、人口減少・少子高齢化、社会資本の老朽化などの課題や圏域全体の活性化・発展の牽引役として指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度にはなっていません。

そこで、指定都市への事務・権限及び税財源の移譲を進めるとともに、「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を要望します。

【提案・要望の担当】

市長公室総合政策部広域行政課長 井上 美紀 TEL042-769-8248

8 個人情報保護制度の見直しに伴う対応等

内閣府、総務省

【提案・要望事項】

個人情報保護法の改正による、法律施行令やガイドラインの策定に当たっては、地方公共団体の意見を十分に聞きながら混乱が生じないように慎重に検討を進め、早期に策定し、速やかに情報提供すること。

また、十分な保護措置を講ずるため、地方公共団体の実情に応じた様々な取組がなされている経緯を踏まえ、法律の趣旨・目的に反しない限り、地方公共団体が引き続き独自の保護措置を講ずることができる裁量権を最大限認めること。

【提案・要望の説明】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、個人情報の保護に関する法律についても改正されました。改正された法律においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が統合され、地方公共団体の個人情報保護制度も、統合された法律で全国的な共通ルールが規定されることになりました。

地方公共団体の個人情報保護制度は、法律の施行以前より地方公共団体の取組の方が先行し、条例を制定してきた経過もあり、十分な保護措置を講ずるため、地方公共団体の実情に応じた様々な工夫がなされております。

今後、法律の施行までに、各地方公共団体において、同法の趣旨・目的に照らして、条例改正等の手続きが必要であり、国及び個人情報保護委員会において、法律施行令やガイドライン等を整備し、情報提供されますが、策定に当たっては、地方公共団体の意見を十分に聞きながら混乱が生じないように慎重に検討を進めるとともに、条例改正等に係る十分な準備期間を確保するためにも、できる限り早期に策定し、検討段階も含め、速やかに情報提供していただくことを要望します。

また、十分な保護措置を講ずるため、地方公共団体の実情に応じた要配慮個人情報の取組や審議会への諮問など様々な取組がなされている経緯を踏まえ、法律の趣旨・目的に反しない限り、地方公共団体が引き続き独自の保護措置を講ずることができる裁量権を最大限認めるよう要望します。

【提案・要望の担当】

総務局情報公開・文書管理課長 山口 和明 TEL042-769-8331

9 地方交付税制度の見直し

総務省

【提案・要望事項】

- 1 地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込み、必要額を確保すること。
また、地方公共団体の予算編成に支障が生じないよう、地方交付税額の予見可能性を確保すること。
- 2 地方財源の不足への対応については、地方交付税の法定率の引上げによって対応し、臨時財政対策債の廃止も含めて見直しを行うこと。

【提案・要望の説明】

1 地方交付税の必要額の確保

地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むとともに、地方公共団体の予算編成に支障が生じないよう具体的な算定方法や算定基準を早期に明示し、地方公共団体における地方交付税額の予見可能性が確保されるよう要望します。

2 臨時財政対策債の廃止を含めた見直し

国の財源不足額を補填するため、地方が発行する仕組みとなっている臨時財政対策債は、平成13年度に導入されて以降、期間の延長が続き、地方財政計画において令和4年度まで延長されることとなっております。

臨時財政対策債の発行可能額は、本来であれば地方交付税として交付されるべきものですが、臨時財政対策債は実態として赤字地方債であり、その元利償還金が翌年度以降の地方交付税で措置されるとしても、地方債に依存した財政措置は負担の先送りであり、元利償還時の財政の硬直化を招くこととなります。

こうしたことから、地方財源の不足については、地方交付税の法定率引上げによって対応されるよう要望します。

【提案・要望の担当】

財政局財政部財政課長 秋山 亮 TEL042-769-8216

10 公共施設等適正管理推進事業債の対象範囲の拡大・ 時限措置の撤廃

【提案・要望事項】

総務省

令和3年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債に係る時限措置を撤廃するとともに、対象事業を拡大すること。

【提案・要望の説明】

本市では、昭和29年の市制施行以降、高度経済成長を背景に急速に都市化が進み、昭和40年代から50年代前半には、全国でもまれに見る人口急増を経験し、道路や下水道などの都市基盤の整備とともに、小・中学校などの施設整備に迫られました。また、その後もその時々々のニーズに沿って体育館やホール、公民館など多様な施設を整備してきました。

これらの公共施設等の多くが近い将来一斉に更新時期を迎えるに当たり、本市では平成29年3月に「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」を策定し、施設の集約化・複合化などによる公共施設の適正化に向けた具体的な取組を推進していますが、総合的かつ長期的な視点に立って公共施設等の適正化や維持管理、更新等に取り組んでいくには、多額の費用が見込まれることから、令和3年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債の時限措置を撤廃するよう要望します。

また、公共施設に限定されている起債対象施設について、公用施設も対象となるよう対象事業の拡大を要望します。

【提案・要望の担当】

財政局財政部財政課長 秋山 亮 Tel.042-769-8216

11 マイナンバーカード普及促進に係る財政支援の拡充

【提案・要望事項】

総務省

マイナンバーカードの普及が進むことによる市区町村窓口の事務量増大に対する将来にわたった固定的な財政支援を構築すること。

また、コンビニでの各種証明書等の交付事業を行う際の開発経費について、3年間としている財政措置期限を延長すること。

【提案・要望の説明】

令和4年度中にはほぼ全国民に行き渡ることを目指し、国によるマイナンバーカードの普及・用途促進が進められており、交付窓口である市区町村へ財源措置が講じられています。

本市におきましても交付申請件数の増加に対応するため、端末や人員の増加等体制整備に取り組んでいるところでありますが、今後普及が進むことで市区町村窓口でのカード更新手続等の事務量が増大し、その対応として窓口等の機材賃借や人員の確保などは継続しなければならないことから、マイナンバーカードが全国民に行き渡った後においてもカードの交付・更新等に関する体制整備の維持に対して、固定的な財政支援の構築を要望します。

また、マイナンバーカードの多目的利用（コンビニでの各種証明書の交付等）に要する経費に係る特別交付税措置については、当該多目的利用事業の導入後、最大3年間とされており、算定対象となる経費については、基本構成機器の購入等の導入経費及び当該多目的利用事業の参加に必要な「地方公共団体情報システム機構（J-LIS）」への運営負担金、コンビニ事業者への手数料、コンビニ交付機器の保守費用などとされています。

本市では、多くの地方公共団体と異なり、マイナンバーカードの多目的利用を導入する際の開発経費について、財政負担の平準化の観点から、システム稼動後に利用料として10年間に分割して支払う契約形態としております。よって、3年間に受けられる財政措置ではイニシャルコストの一部のみにとどまり、一括払いの地方公共団体との財政支援に大きな差が生じることから、マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置について、安定的な運用を図るため、措置期間の延長を要望します。

【提案・要望の担当】

市民局区政推進課マイナンバーカード普及促進室長 千葉 秀樹 TEL042-769-8309

12 高校生等への修学支援の更なる充実

文部科学省

【提案・要望事項】

子どもの貧困対策の観点から、高校生等が安心して学校に通うことができるよう高校生等奨学給付金の給付額について、高等学校等の授業料以外に必要となる費用を賄うことができる金額に増額すること。

【提案・要望の説明】

令和元年国民生活基礎調査によれば、全国の子どもの貧困率は、13.5%で、7人に1人が貧困の状況に置かれています。

そのため、国や地方公共団体において、全ての子どもたちが、家庭の経済状況に左右されず、安心して修学できる社会の実現に向けた取組が進められており、授業料については、国の「高等学校等就学支援金」と合わせ、各都道府県で実施している独自の制度により、一定の世帯年収まで私立学校も含め実質的な無償化が行われています。

一方、授業料以外の学校教育費の支援策については、都道府県が国からの補助金を活用して実施している、低所得世帯を対象とした「高校生等奨学給付金」があり、毎年給付額の見直しが行われていますが、依然として保護者の負担が大きい状況にあることから、「子供の学習費調査」に基づく授業料以外の学校教育費を賄うことができる額に増額することを要望します。

また、私立高等学校等の通信制に係る授業料及び授業料以外の費用については、「子供の学習費調査」の対象外とされておりますが、適切な支援を行うために必要な情報であることから、スクーリング等の特性を含め全日制と同様に所要額の把握に努め、公表することを要望します。

本市においては、「高校生等奨学給付金」の不足等を補うため、低所得世帯を対象とした給付型奨学金制度を実施しており、子どもの貧困対策の観点から成績要件を設けることなく、市民税所得割額が非課税の世帯に属する高校生等に対し奨学金を給付していますが、継続的に事業を実施するための財源の確保が課題となっていることから、国において授業料以外の学校教育費を賄うことができる額に増額されるまでの間、必要な財政支援を行うよう要望します。

相模原市奨学金（給付型）の概要

奨学金の項目	金額	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		人数	決算額 (千円)	人数	決算見込額 (千円)	人数	予算額 (千円)
入学支度金	高等学校等入学時 20,000円	315	6,300	307	6,140	347	6,940
修学資金	最短修業年数に応じ、3年間又は4年間 年額100,000円	628	60,612	863	83,512	971	97,100
合計			66,912		89,652		104,040

【提案・要望の担当】

教育局教育環境部学務課長 佐藤 洋一 TEL042-769-9262

13 教職員定数の改善等

文部科学省

【提案・要望事項】

- 1 中学校における35人以下学級の実現を含め、学級編制の標準の更なる改定を進めること。
また、生徒指導等で特別な指導が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」等の加配定数を拡充すること。
- 2 教育支援センターのための教職員について、義務標準法に基づく加配定数として措置すること。
- 3 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの定数化を図ること。

【提案・要望の説明】

1 一人ひとりの児童生徒に向き合うための教職員定数の改善

子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化する中、児童生徒が抱える問題もますます複雑化・多様化しています。さらに、新学習指導要領の実施に伴う授業時数の増加により、児童生徒一人ひとりが抱える個別の課題に向き合うための、教員の時間の確保が困難となっている現状があります。

このことから、中学校における35人以下学級の実現を含め、学級編制の標準の更なる改定を進めるとともに、生徒指導等で特別な指導が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」の拡充や、小学校における教科担任制の導入・専科教員による指導の充実等のための、加配定数の確保を要望します。

2 教育支援センターのための教職員の加配定数措置

不登校の児童生徒が増加する中で、当該児童生徒に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等の相談・適応指導を組織的、計画的に行い、在籍校と連携して学校復帰や社会的自立に向けた支援を実施する教育支援センターの役割は重要であります。

しかしながら、教育支援センターにおける教職員の配置については、現在、地方公共団体が独自に措置している状況です。

このことから、教育支援センターに係る教職員について、義務標準法に基づく加配定数として措置するよう要望します。

3 スクールカウンセラー等の活用に対する財源の確保

児童生徒が抱える課題が複雑化・多様化する中、適切な支援を行うためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談機能の充実が効果的です。

このことから、スクールカウンセラー等の定数化を要望するとともに、定数化までの間については、その活用に対する財政支援を行うよう要望します。

【提案・要望の担当】

教育局学校教育部教職員人事課長	渡部 賢一	TEL042-769-8279
教育局学校教育部青少年相談センター所長	水野 正人	TEL042-769-8285

14 外国人英語指導助手(ALT)の配置に係る財政支援

文部科学省

【提案・要望事項】

外国語教育の充実を図るため、労働者派遣等による外国人英語指導助手(ALT)の配置に係る財政支援を拡充すること。

【提案・要望の説明】

令和2年4月からの「小学校学習指導要領」では、小学校の3、4年生で外国語活動を35単位時間、5、6年生で外国語科を70単位時間、実施することとされました。

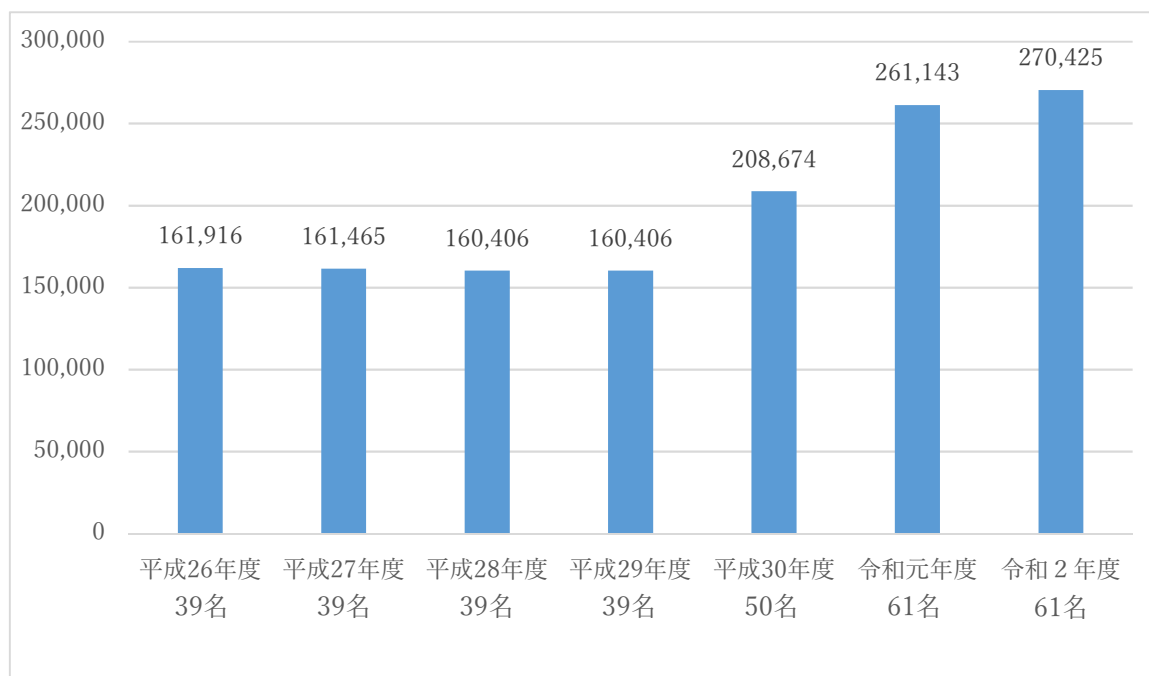
また、授業を実施するに当たっては、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得る等、指導体制の充実を図ることが示されました。

新たな学習指導要領に基づき、外国語教育に係る授業時間数の増加への対応、指導体制の充実や学習指導内容の高度化を図るためには、ネイティブ・スピーカーである外国人英語指導助手(ALT)の計画的な配置が必要不可欠であることから、優秀で必要十分な人材の確保が求められるところです。

このことから、実効性のある学習指導が行えるよう、小学校のみが対象となっている民間事業者からの労働者派遣等による外国人英語指導助手(ALT)の配置に係る財政支援を中学校にも拡充するなど、財政支援の拡充を要望します。

本市における外国人英語指導助手(ALT)に係る事業費の推移

(単位:千円)



【提案・要望の担当】

教育局学校教育課 学校教育課長 松本 祥勝 TEL042-704-8918

15 GIGA スクール構想の推進に向けた財政支援

文部科学省

【提案・要望事項】

GIGAスクール構想を推進するに当たって必要となるランニングコストや環境整備等に係る経費が増大していることから、補助事業の新設など必要な財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

本市では、令和元年12月に国が発表したGIGAスクール構想により、令和2年度中に児童生徒1人1台のタブレットPC及び高速大容量の通信ネットワークを学校に整備しました。

GIGAスクール構想を推進するに当たっては、1人1台のタブレットPCを活用するために必要となる端末・ネットワークの運用保守やセキュリティ対策、学習用ソフトウェアなどに係るランニングコスト、予備用端末の確保に係る費用、安定してインターネットに接続するための通信回線使用料、授業での著作物利用のための授業目的公衆送信補償金など、新たな地方単独での負担増が課題となっています。

また、教職員・児童生徒が1人1台のタブレットPCを最大限活用し、一層充実した学習活動等を継続的に展開していくためには、老朽化している大型提示装置(大型モニタ)の更新や、ICT支援員の拡充、インターネット通信環境を整えることができない家庭への支援など、更なる環境整備や支援体制の確立に要する経費のほか、数年後、大量一括に生じるタブレットPCのハードウェア更新に要する経費について、財源の確保が課題となっています。

こうしたことから、GIGA スクール構想の推進に当たっては、必要となるランニングコストや環境整備等に係る経費が増大しているものの、十分な財政措置が講じられているとは言い難いため、これらの経費が対象となる補助事業の新設など、国による必要な財政支援を行うよう要望します。

【提案・要望の担当】

教育局学校教育部教育センター所長 宮原 幸雄 Tel.042-756-3647

16 医療的ケア児等総合支援事業の拡充

厚生労働省

【提案・要望事項】

医療的ケア児等総合支援事業の対象経費について、医療的ケア児等の支援体制を整備するために地方公共団体が医療機関等に交付する補助金についても対象とすること。

また、1地方公共団体当たりの国庫補助基準額の引き上げを図ること。

【提案・要望の説明】

医療技術の進歩を背景として、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な子どもの数は、全国的に約10年前に比べて2倍に増加しており、令和2年度に実施した生活状況調査では、本市においても92人の医療的ケアが必要な子どもが生活していることを把握しています。

医療的ケア児がいる家庭は、24時間の看護を担うなど、心身の疲労が大きな負担となっていることから、本市では、在宅での療養が一時的に困難となった場合などに備え、市民専用ベッドを確保するために、市内の医療機関の運営に対して補助金を交付する事業を行っております。

医療機関の運営に対する補助事業は、医療的ケア児等総合支援事業の趣旨に沿ったものであると考えられますが、医療的ケア児等総合支援事業の対象とはなっておりません。

また、医療的ケア児等総合支援事業は、医療的ケア児への支援に係る事業費の大小に関わらず1地方公共団体当たりの国庫補助基準額は一律とされています。

今後も引き続き、医療的ケア児に対し、きめ細かい支援が実施できるよう、医療的ケア児等総合支援事業の対象経費の見直し及び国庫補助基準額を引き上げるよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課長 米山 守 Tel042-707-7055

17 救命救急センター、二次救急医療体制及び脳神経系救急医療体制確保に必要な財政支援等

厚生労働省

【提案・要望事項】

急病患者に対する医療及び搬送業務の円滑化を推進するため、救命救急センター、二次救急医療体制及び脳神経系救急医療体制確保に必要な医師の確保対策を講じるとともに財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

本市では、救命救急患者に対する医療及び搬送業務の円滑化を推進するため、救命救急センター事業、二次救急医療体制確保事業、脳神経系地域協力事業などに対して、市独自で補助を行っています。

特に、脳卒中はわが国の死亡・寝たきり・要介護となった原因の大きな割合を占めると言われており、その中でも高齢者の発症が多く、高齢化に伴い発症者数はさらに増加傾向になると見込まれます。

脳卒中のうち脳梗塞については、経静脈的血栓溶解療法(以下「t-PA 静注療法」という。)を早期に開始することにより劇的な改善を見込むことができますが、全国的に見て t-PA 静注療法の実施率は非常に低く、地域格差も大きいのが現状であり、その根底には専門医師の不足などの問題点があることから、病院体制の整備に対する支援が必要です。

こうしたことから、地方公共団体が行う支援に加え、国においても、救命救急センター、二次救急医療体制及び脳神経系救急医療体制確保に必要な医師の確保対策を講じるとともに、財政支援を行うよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部医療政策課長 沖本 健二 Tel.042-769-9230

18 災害時医療救護体制に係る財政支援

厚生労働省

【提案・要望事項】

災害時における医療救護活動を円滑に行うための市災害時医療救護検討会や救護所における医療資機材の備蓄、維持管理に必要な財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

災害医療については、国が定める防災基本計画において、国や地方公共団体は災害発生時における救急医療体制の整備や応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとされており、本市では、災害時における医療救護体制を構築するための検討会の開催や救護所における医療資機材等の備蓄、各種防災訓練の実施などを計画的に行っています。

災害時医療救護体制の整備には、医学的な専門知識が必要であり、医師等が参加する検討会等の開催が必要ですが、当該検討会等の委員への報酬に対する財政的な負担のほか、救護所に備蓄する資機材については定期的な滅菌が必要となるなど、市の費用負担が課題となっており、国の補助制度等もない状況です。

こうしたことから、災害時における医療救護活動を円滑に行うため開催している市災害時医療救護検討会や救護所における医療資機材の備蓄、維持管理などに必要な財政支援を行うよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部医療政策課長 沖本 健二 Tel.042-769-9230

19 看護職員確保対策に必要な財政支援

厚生労働省

【提案・要望事項】

看護師等の養成・確保を図るため、地方公共団体が行う看護職員確保対策に必要な財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

本市では、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年に入院及び在宅医療等の医療需要が1日に16,000人以上と推計されており、その後も増加が見込まれることから、これを支える医療人材として、看護師等の育成・確保対策を進めていく必要があります。

市内で従事する看護師等の養成・確保を図るため、市内看護職養成施設である看護専門学校¹の運営支援を行っており、さらに、「看護する心」の重要性の認識及び看護についての市民理解を促進するために関係団体が行っている事業や看護師等の有資格者でありながら看護職に従事していない潜在看護師を対象とした就職相談会、技術研修会の開催などに対して助成を行っていますが、財政的な負担が課題となっています。

こうしたことから、高齢社会における保健医療を担う看護師等の確保を図り、国民に良質かつ適切な医療の提供ができるよう、地方公共団体が行う看護職員確保対策に対して必要な財政支援を行うよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部医療政策課長 沖本 健二 TEL042-769-9230

20 任意予防接種の早期定期予防接種化と財源確保

厚生労働省

【提案・要望事項】

- 1 造血幹細胞移植後のワクチン再接種を予防接種法上の定期予防接種に位置付けること。
- 2 定期予防接種の対象とすることについて検討することとしている、おたふくかぜワクチンについて、疾病の発生・まん延防止の観点から、早期に定期接種化すること。
- 3 定期接種に係る財源については、国の責任において全額国庫負担とすること。
- 4 多種の混合ワクチンの開発などにより、複雑多様化している予防接種に係る子どもや保護者等への負担や予防接種に要する市の財政負担の軽減を図ること。

【提案・要望の説明】

造血幹細胞移植後は、移植前に得られていた免疫が低下もしくは消失し、感染症に罹患する可能性が高くなりますが、定期接種以外の予防接種は、接種費用の全額を被接種者が負担しなければならず、高額な費用負担が接種の障害となっていることから、感染症の発生及びまん延防止のため、造血幹細胞移植後に必要と認められるワクチンの再接種について、予防接種法上の定期予防接種に位置付けることを要望します。

また、おたふくかぜワクチンについては、引き続き定期接種化の検討を行うこととされていますが、疾病の発生・まん延防止及び市民の健康保持のため、財源の確保、ワクチン供給体制の確立などの課題を解決し、早期の定期接種化を実現するよう要望します。

さらに、風疹、日本脳炎などのA類疾病の定期予防接種は、ほとんどの市町村において全額公費負担をしている状況であり、広く接種を促進していくことが望ましいとされたワクチンが、順次定期接種化されている中、自治体の財政負担は増加しています。

定期接種に係る財源については、地方交付税の拡充措置がなされたところですが、安定的な事業を実施し、必要とする人すべてが等しく接種できるよう、国の責任において財源を全額国庫負担とすることを要望します。

加えて、定期接種化されたワクチンの増加に伴い、接種回数や接種間隔が複雑多様化し、予防接種を受ける子どもや保護者等の通院に係る負担が大きくなっていると同時に、予防接種の増加により本市の財政負担が増加していることから、その負担軽減が図られるよう、多種の混合ワクチンの導入の検討、開発の促進等を要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部疾病対策課長 八鍬 栄次 TEL042-769-8346

21 感染症法に基づく感染症診査協議会及び健康診断事業に必要な財政支援

厚生労働省

【提案・要望事項】

感染症法第24条第3項に基づく診査を実施している感染症診査協議会に参加する委員に対する報酬や感染症法第53条の2に基づき、学校又は施設の長が行う結核に係る定期の健康診断に要する費用について、国の補助制度の対象とすること。

【提案・要望の説明】

本市では、感染症法第24条第3項に基づき診査を実施していますが、当該診査協議会に参加する委員に対する報酬について国からの補助はなく、また、感染症法第53条の2に基づき学校又は施設の長が行う結核に係る定期の健康診断に要する費用についても、現在、国からの補助金や交付税措置の対象外となっています。

こうしたことから、法定事業に係る経費については、国の補助制度の対象とするよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部感染症対策課長 吉田 健一 TEL042-769-7201

22 国庫補助事業「火葬場整備事業費補助制度」の創設

厚生労働省

【提案・要望事項】

「墓地、埋葬等に関する法律」に地方公共団体の火葬場の新設及び既存施設の拡充に対する国の財政支援を定めた上で、国庫補助制度として火葬場整備事業費補助制度を創設すること。

【提案・要望の説明】

全国的な高齢化の進行に伴い火葬需要が増加しており、とりわけ、人口が集中する首都圏においてはその状況が顕著であることから、多くの地方公共団体において新たな火葬場の整備や既存施設の拡充が喫緊の課題となっています。

そのような中、地域社会にとって必要不可欠である下水道、ごみ処理施設等に対しては、整備費補助等の国庫補助施策等が講じられているにもかかわらず、同様に必要不可欠な施設である火葬場の整備に対しては国庫補助施策等がなく、これに特化した起債制度や交付税措置もありません。火葬場の経営主体は、原則として市町村等の地方公共団体とされていることから、その整備費が地方財政にとって大きな負担となっています。

このことから、国庫補助制度として、火葬場の新設及び既存施設の拡充に係る整備事業費補助制度を創設することを要望します。

【提案・要望の担当】

市民局区政推進課斎場準備室長 金子 大介 TEL042-707-7025

23 休日夜間における救急医療に対する財政支援

厚生労働省

【提案・要望事項】

持続的かつ安定的な初期救急医療体制を確保するために必要な財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

本市では、初期救急医療体制を確保し、休日・夜間における急病患者に対応するため、急病診療所を市医師会に委託して運営するとともに、急患調剤薬局を運営する市薬剤師会に対し、財政的な補助を行っています。

急病診療所における診療報酬収入は受託者の収入としており、委託料は、運営費から診療報酬収入見込額を差し引いて算定しています。また、急患調剤薬局の運営補助については、調剤収入を控除した額を補助しています。

しかしながら、急病診療所の患者数減少に伴い、診療報酬収入及び調剤収入が減少していることから、市の財政負担が増加しています。

当該事業の支出抑制を行ってはいるものの、財源不足により事業の継続が困難となるおそれがあることから、持続的かつ安定的に初期救急医療体制を確保していくため、国による必要な財政支援を行うよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部医療政策課長 沖本 健二 TEL042-769-9230

24 食品衛生、環境衛生及び河川水・地下水等の検査に係る国庫補助制度の創設

厚生労働省

【提案・要望事項】

食品衛生及び環境衛生の試験検査に使用する施設、設備及び検査機器の整備・更新並びに消耗品・医薬材料の調達に係る国庫補助制度を創設すること。

【提案・要望の説明】

地方衛生研究所については、食品衛生法や感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律などにおける法的な位置付けがなく、施設、設備及び検査機器の整備・更新についても国からの補助制度がない状況です。

食品等の収去検査、浴槽水や河川水・地下水等の水質検査は、市民の安全と健康を守る上で基本的な事業・施策であり、本市においても衛生研究所が市内唯一の検査機関として、食品や浴槽水等の検査を実施していますが、当該検査に使用する検査機器の取得及び耐用年数に応じた計画的な更新並びに消耗品・医薬材料の調達が課題となっています。

特に、検査機器には高額なものが多く、現状では国庫補助制度等がないため、本市が当該検査機器を新規取得又は更新する際の支障となっています。

こうしたことから、地方衛生研究所の法的な位置付けを明確にした上で、試験検査に使用する施設、設備及び検査機器の整備・更新並びに消耗品・医薬材料の調達に係る国庫補助制度を創設するよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部衛生研究所長 中村 廣志 Tel.042-769-8348

25 障害者雇用に係る雇用率のカウント方法の見直し及び地方特例制度の弾力的運用等

【提案・要望事項】

厚生労働省

精神障害者の雇用を促進するため、勤務時間に応じた段階的なカウントや等級に応じたカウントの上積みの導入、短時間勤務職員に係る特例の恒久制度化など、必要な措置を講ずること。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条に規定する特例認定について、地方公共団体の実情に応じて選択できるよう見直すこと。

【提案・要望の説明】

精神障害者については、平成30年4月から障害者雇用義務の対象に追加されましたが、職場定着率については、他の障害種別と比べ低い状況にあります。

一方で、短時間勤務で雇用された精神障害者は、定着率が高くなる傾向があり、本市においても、令和元年度から精神障害者の常勤職員及び会計年度任用短時間勤務職員を採用していますが、常勤職員に比べ短時間勤務職員の定着率は高い状況にあります。

精神障害者の雇用をより推進していくためには、短時間での雇用形態を整備していく必要がありますが、週所定労働時間が20時間未満の労働者は雇用率にカウントできないことなどにより地方公共団体での雇用が進まず、結果、精神障害者が働きやすい環境が整っていない状況にあります。

こうしたことから、精神障害者に関する雇用率のカウント方法について、勤務時間に応じた段階的なカウントや身体・知的障害と同様の等級に応じたカウントの上積みの導入、雇用から3年以内等となっている短時間勤務職員に係る特例の恒久制度化など、精神障害者の雇用促進のための必要な措置を講じるよう要望します。

また、本市では障害者の雇用の促進等に関する法律第42条に規定する特例認定を受けて市長事務部局と教育委員会が一体となって、障害者雇用に係る取組を進めておりますが、教育委員会における障害者雇用率は低い傾向にあり、全国的にも令和2年7月に公表された「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」において、教育委員会における障害者雇用が十分でないとされ、課題となっています。

市全体として障害者雇用の促進に繋げるためには、教育現場における障害者雇用には特有のニーズがあることなどを踏まえ、各機関がそれぞれの課題の解決に向けて、責任を持って取り組むことが必要と考えられることから、同法第42条に規定される特例認定について、認定を受けている機関ごとに採用や人事配置、労務等を行っているなど、一定の基準を満たす場合には、地方公共団体の実情に応じて選択できるような仕組みとするよう要望します。

【提案・要望の担当】

総務局人事・給与課長 大田 康雄 TEL042-769-8213

26 精神障害者が地域で安心して暮らすための理解の促進と措置入院者等の退院後支援に係る仕組みの整備

厚生労働省

【提案・要望事項】

- 1 地域で暮らす全ての人々が精神障害や精神障害者等について正しく理解し、偏見や差別のない共生社会が実現できるよう、地方公共団体における取組を支援するとともに、国としても積極的な普及啓発を行うこと。
- 2 措置入院者等が退院後にどの地域においても必要な支援を継続して受けることができるよう、国の責任において退院後支援の仕組みを整備すること。
また、仕組みの整備に当たっては、措置入院者等の人権や個人情報の取扱いに配慮するとともに、地方公共団体への財政的な支援を含め、支援拡充に必要な人材の確保、育成が円滑に行われる仕組みを構築すること。

【提案・要望の説明】

精神障害者が地域で安心して暮らすためには、精神障害や精神障害者に対する正しい理解を地域全体で共有することや、切れ目のない支援体制を整えることが重要です。

このため、国においては、地方公共団体が実施する普及啓発の取組を支援するとともに、真の共生社会の実現に向けて、地域や世代を超えた国全体での積極的な普及啓発に取り組むことを要望します。

措置入院となった者については、入院早期から必要な支援が受けられる仕組みを整備する必要があるため、平成30年3月には、地方自治法に基づく技術的な助言として、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が示され、それを受けて、各地方公共団体は地域の実情に応じて支援を行っているところです。

しかしながら、現状では、支援の対象や支援体制が地方公共団体ごとに異なることから、支援対象者が居住地を移した場合、継続的な支援を受けられないことが懸念されます。

また、当該ガイドラインを受けた地方公共団体等における支援体制の整備に当たって、精神保健福祉士、保健師等の人材の確保及び育成は、大きな課題であると同時に負担となっており、財政支援策も不十分です。

そこで、これらの課題を解決し、措置入院者等が退院後に本人の意思を尊重した医療、保健、福祉等の包括的な支援を継続的に受けられるよう、国の責任において退院後支援の仕組みを整備するよう要望します。

また、整備に当たっては当事者等の意見を十分に踏まえて、措置入院者等の人権や個人情報の取扱いに配慮するほか、実務を担う地方公共団体からも意見を聴取し、財政的な支援を含め、制度に反映させるとともに、支援拡充に必要な人材の確保、育成が円滑に行われる仕組みを構築するよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課長	米山 守	TEL042-707-7055
健康福祉局地域包括ケア推進部精神保健福祉課長	鈴木 雅文	TEL042-769-9813

27 障害福祉サービス事業所への移行促進に係る財政支援

厚生労働省

【提案・要望事項】

障害者へのサービスの更なる質の向上及び事業運営の安定化を目的として実施している地域活動支援センターから障害福祉サービス事業所への移行に対する財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

地域活動支援センターについては、国の地域生活支援事業等により運営費などの一部を補助していただいているところですが、本市では、障害者へのサービスの更なる質の向上及び事業運営の安定化を目的として、地域活動支援センターから障害福祉サービス事業所へ移行するための経費の一部を本市独自で補助しています。

障害福祉サービス事業所への移行に伴い、利用者側としては、施設の人員や設備が充実した環境でより良いサービスを受けられ、事業所側としてもサービス量に応じて法定給付費が給付されることにより、財政的に安定した運営を行うことが可能となります。

こうしたことから、今後も引き続き、障害福祉サービス事業所への移行を促進するために、国としても当該移行促進事業に対する財政支援を要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課長 米山 守 Tel042-707-7055

28 地域生活支援事業の拡大と財政支援

厚生労働省

【提案・要望事項】

地域生活支援事業の中の移動支援事業として、福祉タクシー等の利用助成や障害者の施設通所に係る交通費助成等も対象とすること。

【提案・要望の説明】

本市では、在宅で生活する重度の障害者等の社会参加の支援や障害者施設への通所に係る経済的な負担を軽減するため、交通費等への助成を本市独自に行っています。

高齢化や精神障害者の増加により、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の取得者が増加しており、重度の身体、知的、精神障害者や小児慢性特定疾病、指定難病等の罹患者への支援に係る事業費が増加し、今後さらに、障害者手帳の取得率の上昇や事業拡充に伴う事業費の増加を考慮すると、市の財政面での負担が大きくなることが課題となっています。

こうしたことから、地方公共団体が障害者等に対して持続的な支援が行えるよう地域生活支援事業の中の移動支援事業として、障害者が福祉タクシー等を利用するときの費用や自家用車を使用したときの燃料費、障害者施設に通所するときの交通費などについても、障害福祉サービスと同様に当該事業の対象とするよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課長 宮地 誠一郎 Tel042-769-9249

29 在宅高齢者への福祉サービスに係る財政支援等

【提案・要望事項】

厚生労働省

在宅福祉サービスを必要としている方に対して、持続的な支援が全ての市町村でも行えるよう国からの財政支援や介護保険制度の改正を行うこと。

【提案・要望の説明】

本市では、在宅の寝たきり高齢者等について、日常生活を送る上での本人や介護者への負担の軽減などを目的として、紙おむつの支給や寝具の乾燥消毒サービスを実施するほか、ひとり暮らしの高齢者が急病等の緊急時に迅速に通報するシステムを運営するなど、在宅の高齢者に対する福祉サービスを実施しておりますが、現在、国等からの財政的な支援制度はなく、本市独自で補助等を行っています。

また、高齢者の人口の割合は、増加傾向にあり、市の財政上、在宅福祉サービスの運営がままならない状況にあります。

在宅福祉サービスは、高齢者等が日常生活を送る上でも必要なサービスであり、当該サービスを必要としている方に対して、持続的な支援が全ての市町村で行えるよう国からの財政的な支援や介護保険制度の改正を要望します。

本市で行っている主な在宅福祉サービス

事業名	事業の内容	対象人数(R2)
寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業	在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者等の療養負担及び介護者の介護負担を軽減するため、紙おむつ等の支給を行う。	1,166名
寝具乾燥消毒事業	要介護者等の自宅において寝具の衛生管理等が困難な状況にある者に対し、寝具の乾燥消毒サービスを実施する。	54名
寝たきり高齢者等移送サービス利用助成事業	在宅の寝たきり高齢者等に対し、全介助を伴う移送サービスに要する民間タクシー料金の一部を助成する。	830名
寝たきり高齢者出張理美容サービス助成事業	寝たきりで理美容店に行けない在宅の高齢者に対して、居宅で理髪・美容を手軽に受けられるよう出張料を含めた料金の一部を助成する。	750名
緊急通報システム運営事業	電話のない世帯へ電話を貸与する。また、ひとり暮らしの高齢者等の急病等の緊急時に対応するため、緊急通報システムを運営する。	(電話貸与) 212名 (緊急通報システム) 1,028名

【提案・要望の担当】

健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課長 宮地 誠一郎 TEL042-769-9249

30 保育所の待機児童解消に向けた財政支援

内閣府、厚生労働省

【提案・要望事項】

- 1 待機児童の解消に向け、必要な保育量を提供していくために不可欠な保育士の確保を図ることができるよう更なる処遇改善のための財政措置を講ずること。
- 2 1歳児の運営費をより充実させる財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

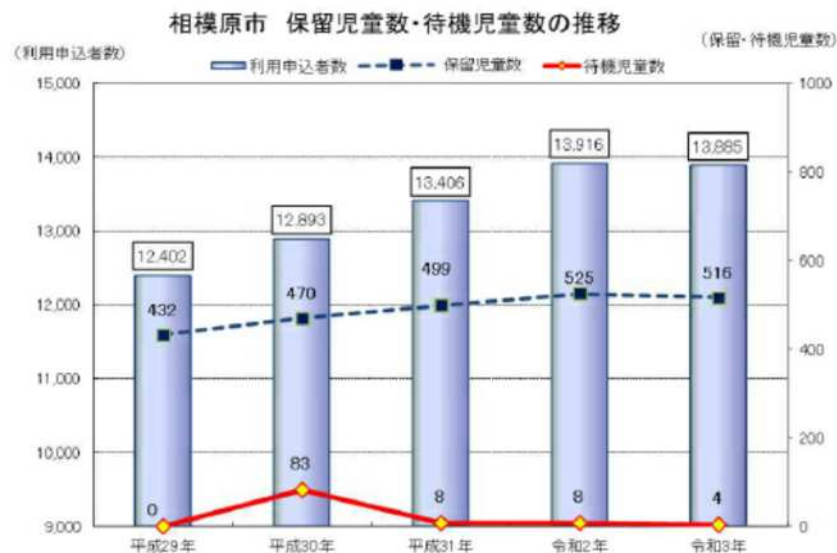
待機児童解消は喫緊の課題であり、本市では、様々な手法を用いて待機児童の解消に向けた取組を進めておりますが、保育需要は今後も増大すると見込まれます。

保育士の処遇改善につきましては、キャリアアップと連動した新たな仕組みが導入されましたが、引き続き都市部を中心に地方独自の上乗せが行われており、保育士の確保に関し自治体間での競争や地域間格差が生じている状況にあります。

今後、女性の就労率が増加すること等に伴う保育ニーズの高まりにより、より一層、保育士不足が懸念されます。そのため、各自治体での独自施策によらず保育人材の確保ができるように、処遇改善のための更なる財政措置を講ずるよう併せて要望します。

さらに、保留児童・待機児童の年齢は、多くの保護者が育休から仕事に復帰する1歳児の割合が高い一方で、0歳児の補助額と比較すると1歳児の運営補助が少ないことから、保育所側が1歳児よりも0歳児を受け入れる傾向があります。

これを改善し、待機児童の効果的な解消を進めるため、1歳児の運営費をより充実させる財政支援を要望します。



○保留児童数・待機児童数の年齢別内訳（令和3年4月1日現在）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保留児童数	112人	294人	59人	31人	9人	11人	516人
待機児童数	1人	1人	1人	1人	0人	0人	4人

【提案・要望の担当】

こども・若者未来局保育課長

遠山 芳雄

TEL042-769-8341

31 放課後児童健全育成事業に係る補助制度の充実

内閣府、厚生労働省

【提案・要望事項】

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に係る補助制度の更なる充実を図ること。

【提案・要望の説明】

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の潜在需要は、就労希望者の増加に伴い、今後も増大すると見込まれています。本市においても、増え続ける放課後児童クラブのニーズに対応するため、施設の建設をはじめ、余裕教室の活用など含め、受入定員の拡大を図っています。

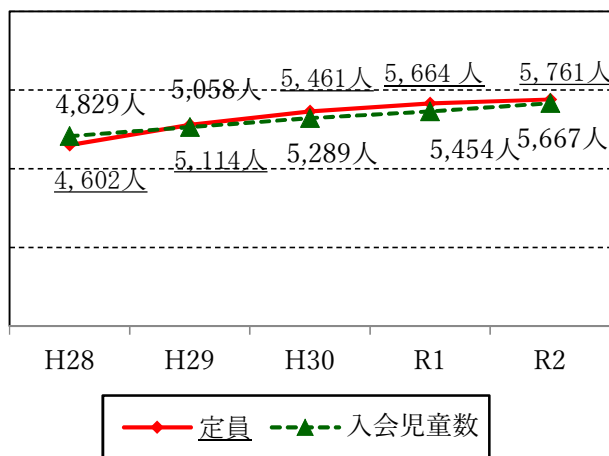
また、国の新・放課後子ども総合プランに基づき、学校の余裕教室等を活用することとしていますが、少人数学級の導入等により、余裕教室を活用した受入定員の拡大が困難になってきている状況もあり、場所の確保に苦慮しています。

児童推計では、将来的に児童数が減少していくことから、効果的な待機児童対策を行うには、学校施設の更なる活用が得策であります。活用可能な教室が大幅に減少している状況にあり、財政状況の厳しい中では抜本的な待機児童の解消が図られていない状況にあります。

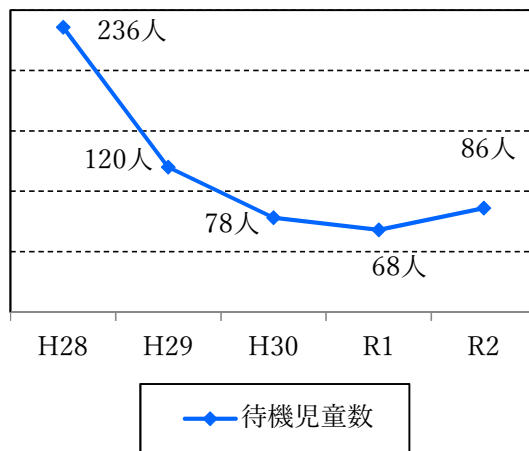
また、民間活力の活用による待機児童対策についても、民間児童クラブへの運営費の補助を行っていますが、国庫補助の放課後児童健全育成事業の基準額では、安定した運営を行うことが難しく、年間250日以上開所しないと補助額が大幅に下がることは幼稚園等の参入障壁となっています。

こうしたことから、民間活力の活用などにより、待機児童対策の更なる推進が図られるよう補助基準の見直しを行うなど、補助制度の更なる充実を要望します。

公立児童クラブの定員、入会児童数の推移



公立児童クラブの待機児童数の推移



【提案・要望の担当】

こども・若者未来局こども・若者支援課長 千葉 恵子 TEL042-769-9227

32 子育て短期支援事業に係る財政支援の更なる充実

内閣府、厚生労働省

【提案・要望事項】

「子ども・子育て支援交付金」について、「子育て短期支援事業」に係る財政支援を更に充実させること。

【提案・要望の説明】

本市では、保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合において、子どもとその家庭の福祉の向上を図るため、子育て短期支援事業を児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に業務委託して実施していますが、当該事業の利用実績はここ数年、年間延べ日数400日前後で推移しており、保護者の疾病や育児疲れ等の様々な理由により、利用のニーズは今後も高くなることが想定されます。

当該事業の実施に要する経費については、子ども・子育て支援交付金により運営費の一部が補助されていますが、現在の補助基準額は、実施施設において年間を通じて十分な人員の配置を確保するものとはなっていないため、本市独自に事業の実施に必要な人件費相当額を母子生活支援施設に対し補助するなど、財政負担が大きくなっています。

平成29年8月に示された「新しい社会的養育ビジョン」においても、「分離しないケアの充実を図る」こととされ、在宅での支援の構築に大きな効果が期待される当該事業について、児童養護施設等がいつでも利用者を受け入れられ、適切な養育・保護が継続できるよう、財政支援の更なる充実を要望します。

本市の利用実績（延べ日数）

施設名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
乳児院	62	6	64	153	101
母子生活支援施設	117	160	114	94	103
児童養護施設	196	192	214	191	109
合計	375	358	392	438	313

【提案・要望の担当】

こども・若者未来局こども家庭課長 江成 敏郎 TEL042-769-9811

33 動物愛護ボランティアの支援制度の創設

環境省

【提案・要望事項】

動物愛護ボランティアの実施する動物の引取りに伴う飼養費用や手術費用等に対する助成制度を創設すること。

【提案・要望の説明】

動物愛護管理法の改正に伴う規制強化により、動物取扱業者の従業員数に応じた飼養可能な動物の数が明確化されたため、飼養できなくなった動物の引取り手が必要となります。

また、今後、高齢化が進むことにより、飼い主の突然死や飼いきれなくなったことによる動物の急な引取りが増加することも見込まれます。

本市が実施する野良猫の不妊去勢手術助成事業は、手術費用の一部のみを対象として補助しているものの、当該事業開始以降、例年、年度途中で予算の上限に達することにより申請を打ち切るなど、十分な支援を行えていない状況にあります。

動物愛護ボランティアは、飼い主が飼いきれなくなった動物を飼養する受け皿となり、新たな飼い主を探すまでの動物の飼養や譲渡による殺処分の削減に努めているほか、野良猫の不妊去勢手術により野良猫被害を軽減するなど、動物愛護管理法の趣旨に則り、動物のいのちを守り、周辺的生活環境の悪化を防ぐことに尽力しています。

こうした活動において、多くの地方公共団体が不妊手術等の助成金制度を設けており、本市においても野良猫の不妊去勢手術助成金や譲渡対象登録団体への補助金を交付していますが、継続的に事業を実施するための財源の確保が課題となっていることから、国において必要な財政支援を行うよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部生活衛生課長 松岡 夏洋 TEL042-769-8347

34 都市基盤の長寿命化、災害対策の推進に向けた財政支援等

国土交通省

【提案・要望事項】

道路や下水道などのメンテナンスサイクルの推進や災害対策に必要な財源について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、新たな制度で予算措置されたが、今後も引き続き確実に財源を確保し、技術的支援についても充実させること。

【提案・要望の説明】

本市では、道路・橋りょう、下水道等の土木施設について、長寿命化計画や耐震化計画を策定し、維持管理に係る費用の平準化、適正な管理に努めているところです。土木施設の老朽化は、今後さらに進むため、計画的な予防保全型の維持管理がますます求められ、財源確保が必須条件となります。

また、本市は令和元年東日本台風に伴う土砂災害等からの早期復旧・復興に向けて尽力をしているところですが、市民生活の安全・安心を守るためには未然防止の取組が肝要であり、災害防除事業などを計画的に実施していく必要があります。

さらに、本市は令和2年3月に「下水道事業経営戦略」を策定し、下水道施設の機能を効率的・効果的に維持するため、投資計画と財政計画の調和を図りながら計画的な下水道経営に取り組んでいます。

これらの事業において、防災・安全交付金や道路メンテナンス事業補助、浸水対策下水道事業補助等の支援をいただいておりますが、将来にわたり市民生活の安全・安心が確保できるよう、公共事業関係費枠（防災・安全交付金等を含む。）の増額及び安定的な財政的支援の充実を要望します。

また、メンテナンスサイクルを効率的に推進するためには、人材育成や新技術の開発が必要であり、国においては研修等を実施していただいておりますが、より多くの職員が受講できるよう、Webを活用した講座を増やすなど、研修を更に充実させるとともに、新たな点検・工事手法を開発するなどの技術的支援を要望します。

【提案・要望の担当】

都市建設局道路部路政課長	大貫 勝	Tel042-769-8359
都市建設局下水道部下水道経営課長	櫻井 敏朗	Tel042-707-1840

35 広域交通ネットワークの強化に向けた道路整備

国土交通省

【提案・要望事項】

- 1 国道16号の効果的な渋滞対策の実施など、一般国道（指定区間）の機能強化を早期に図ること。
- 2 圏央道インターチェンジへのアクセス道路である県道52号及び津久井広域道路の整備について、十分な財政措置を講ずること。

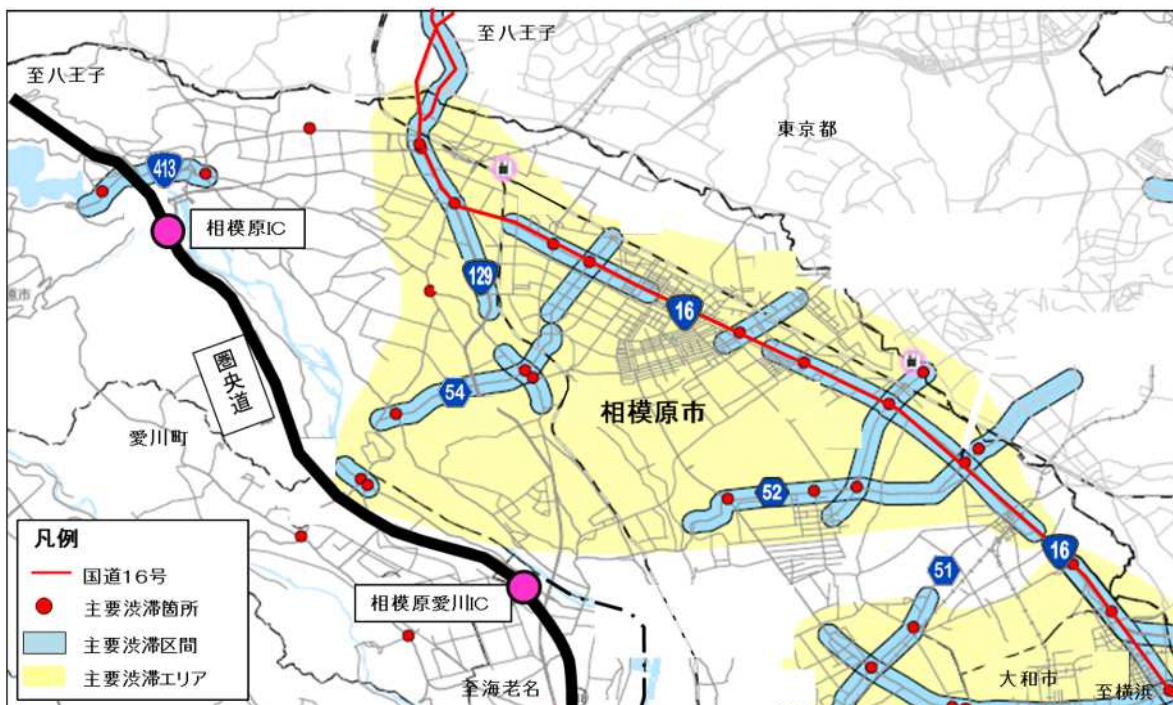
【提案・要望の説明】

1 一般国道（指定区間）の機能強化

国道16号は、「東京環状」とも呼ばれ、横浜市、相模原市、八王子市、さいたま市、千葉市など主要な都市を結ぶ重要な道路ですが、相模原市内においては主要渋滞箇所が多数存在しており、今後、国道16号に近接する橋本駅周辺のまちづくりにおいても課題となっております。

このことから、本市の骨格を形成する広域幹線道路網の機能を十分発揮し、社会的役割を効率的に担うため、国道16号の効果的な渋滞対策の実施など、一般国道（指定区間）の機能強化を早期に図るよう要望します。

相模原市内の主要渋滞箇所（出典：首都圏渋滞ボトルネック対策協議会資料を一部加筆）



2 インターチェンジへのアクセス道路の整備推進

本市では、圏央道インターチェンジへのアクセス道路である県道52号（相模原愛川 IC 接続）や津久井広域道路（相模原 IC 接続）の整備を進めております。

県道52号や津久井広域道路の整備を行うことにより、圏央道へのアクセス性の向上による民間企業の投資を促進するなど、圏央道のストック効果の更なる向上が期待されます。

これらの事業については、社会資本整備総合交付金及び踏切道改良計画事業補助において支援をいただいておりますが、早期完了に向けて事業を推進していくためには、国による力強い支援が不可欠であることから、財政支援の充実を要望します。

県道52号の状況



津久井広域道路の状況



【提案・要望の担当】

都市建設局道路部道路計画課長	井上 隆	TEL042-769-8373
都市建設局道路部道路整備課長	國島 正弘	TEL042-769-8360
都市建設局広域交流拠点推進部リニア駅周辺まちづくり課長	杉浦 篤	TEL042-707-7047

36 広域交流拠点の形成に向けた財政支援等の拡充

国土交通省

【提案・要望事項】

リニア中央新幹線の駅が設置される橋本駅周辺地区と、米軍基地である相模総合補給廠の一部返還地等の早期利用や小田急多摩線延伸に取り組む相模原駅周辺地区を一体的な広域交流拠点とするまちづくりに対する財政支援等を拡充すること。

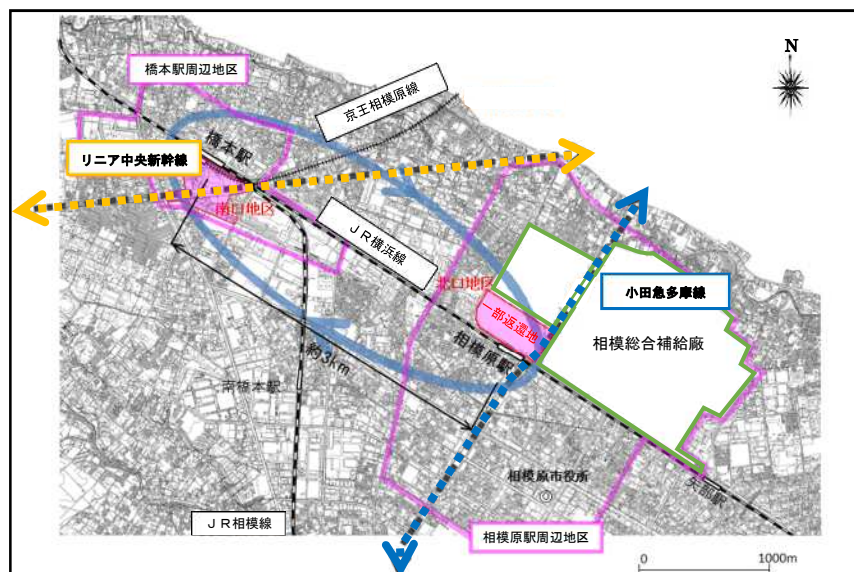
【提案・要望の説明】

本市は、リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）が設置される橋本駅周辺地区と、相模総合補給廠の一部返還地等の早期利用や小田急多摩線の延伸に取り組む相模原駅周辺地区を一体的な広域交流拠点とするまちづくりを進めています。

橋本駅周辺地区では、リニア中央新幹線の開業を見据え、産業の活力と賑わいがある交流拠点の実現を目指し、土地区画整理事業や街路整備事業に向けた取組みを、相模原駅周辺地区では、今後の発展の起爆剤となる新市街地の形成を図るべく、返還地の土地利用に向け、導入施設や整備手法の検討を行うとともに、小田急多摩線の延伸に取り組んでいます。

これらの取組は世界を先導するスーパー・メガリージョンの形成に資するものであることから、広域交流拠点の確実な整備の推進には国による力強い支援が不可欠であり、国の公共事業関係費枠の増額による財政的支援の充実のほか、小田急多摩線の延伸については、都市鉄道等利便増進法の事業スキームにおける黒字転換年数の緩和や補助財源の確保など延伸の早期実現に繋がる支援を講じていただくよう要望します。

広域交流拠点（橋本駅周辺地区・相模原駅周辺地区）位置図



【提案・要望の担当】

都市建設局広域交流拠点推進部リニア駅周辺まちづくり課長	杉浦 篤	TEL042-707-7047
都市建設局広域交流拠点推進部相模原駅周辺まちづくり課長	小川 裕一	TEL042-707-7026
都市建設局まちづくり推進部交通政策課長	島崎 俊介	TEL042-769-8249

令和4年度
国の施策・制度に関する提案・要望書

相模原市 市長公室 総合政策部 政策課
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
TEL 042-769-8203 FAX 042-754-2280
seisaku@city.sagamihara.lg.jp